

仕 様 書

1 件名

平成 30 年度 東京観光 PR 映像の制作委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図るため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催と、さらにその先を見据え、海外に向けて「旅行地としての東京」を印象づけるための取組を実施している。

本事業では、平成 26 年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の魅力を海外に PR するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）を活用した海外市民にむけた東京観光に関するテレビ CM 等を制作し、世界的なテレビネットワーク等での放映や動画サイトでの配信を通じて、「旅行地としての東京」の魅力を海外市民に訴求し、訪都旅行意欲の喚起・促進、及び訪都外国人旅行者の増加を図ることを目的とする。

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1 「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/ja/>

(2) クリエイティブディレクターによる監修

上記ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが、PR 映像制作全般（想定：絵コンテ段階から映像完成まで）に渡って監修・確認を行う。事業の実施にあたり、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携しながら事業を進めること。

5 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、東京の魅力が海外で的確に伝わるよう、次項 5（2）以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

- イ 受託者は下記委託内容に記載の各事業の進行過程を含む年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- オ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。
- カ 東京都が平成 30 年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

（２）動画コンテンツの制作業務

ア 概要

「3 事業目的」及びアイコンコンセプトを踏まえ、海外市民にとって魅力となりうる東京の観光スポットや、東京でできる観光体験内容等を取りあげ、「旅行地としての東京」の魅力を訴求し、訪都旅行への興味・関心を高めうる魅力的な東京のプロモーション映像を、以下の条件を考慮して制作すること。

イ 訴求ターゲット

東京を旅行地としてまだ意識していない、全世界の海外一般市民を対象とし、特に北米・欧州の在住者におけるマス富裕層及び中間所得者層を意識した内容とすること。

ウ 要件

（ア） 制作本数及び納品時期

以下表に記載のとおり、海外 CM 用 30 秒映像を 2 本と、60 映像（30 秒映像 2 本の統合版）を 1 本作成すること。その他、自由提案を妨げない。

No.	映像種別	動画再生時間	納品時期
①	海外ネットワーク CM 放送用①	30 秒	8 月末
②	海外ネットワーク CM 放送用②	30 秒	8 月末
③	上記①と②の統合版	60 秒	9 月末頃

（イ） 映像タイトル

上記（ア）に示す各映像について、東京への観光誘致を思い浮かばせる映像タイトルを、日本語及び英語にて付すこと。

（ウ） テーマ、構成

上記（ア）に示す各映像に関し、テーマをそれぞれ簡潔に示し、構成案の絵コンテを作成のうえ、提出すること。

（エ） 対応言語

以下（カ）の活用シーンを考慮し、映像にナレーションや字幕を極力用いない方が望ましい。（使用素材の中でクレジット表記が必要な場合は除く）ただし、以下（オ）の表現において言語使用が有効とされる場合はこの限りではない。言語を使用する場合は英語とする。

（オ） 内容について

- ・アイコンコンセプトを踏まえ、東京の豊富な観光資源等を通して旅行地としての東京の魅力を表現し、東京に「行ってみたい」と思わせる映像（訪都旅行に興味・関心を抱かせる映像）とすること。

- ・本事業初年度における以下のPR映像を踏まえ、引き続き東京のブランド価値「伝統と革新の交差」を印象的に伝えると共に、観光都市・東京に対してさらなる興味・関心を促す表現（例：新たなサブコピー等）を盛り込むこと。
- ・映像・曲調のトーン&マナーについては、東京のブランド戦略の中長期的な視野を踏まえた提案が望ましい。
- ・撮影地には渋谷のスクランブル交差点を含めること。

<初年度のPR映像>

- ・ティザー：アイコン紹介映像（2017年8月下旬～10月上旬放送）
https://www.youtube.com/watch?v=sf_rMia_Hl0
- ・PR映像：Exciting編（2017年10月中旬～2018年3月末放送）
<https://www.youtube.com/watch?v=76BRkHZSogE>
- ・PR映像：Unique編（2017年10月中旬～2018年3月末放送）
<https://www.youtube.com/watch?v=YofBtV9qg.jU>

(カ) 活用シーン

- ・海外テレビネットワークを通じた全世界でのCMの放映、TCVB・東京都、及び東京都が委託した海外レップ等が各国で出展する海外旅行博や観光プロモーションのためのセミナーでの上映等
- ・Tokyo Tokyo 公式サイト、東京ブランド YouTube チャンネル他での公開

(キ) 映像使用期間

CM 放映に関しては放送開始から 1.5 年程度、その他（イベント、Web サイト等）の活用に関しては 3 年程度の使用期間を想定とする。使用期間中及び使用期間後に、映像使用にかかわる更新・維持費が発生する場合は、別途明記すること。

(ク) 映像のデータ変換

TCVB より別途指示する上記（カ）の活用シーンごとの規格に合わせて、データ変換をすること。

(ケ) 業務体制

制作作業にあたるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者は、画像や映像、音声等のマルチメディア制作を行う上で必要な知識、経験及び技能を有し、海外からの観光客誘致の視点に立ち、自国外の海外市民への訴求を行うプロモーション映像の制作、または監修経験をもつものとする。

エ 調整業務

関係者との調整等、許諾に要する一切の業務を行うこと。

オ 経費等

撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て事業費に含むものとする。

カ 撮影上の注意

業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び放送・動画配信の許可を得ること。

キ 制作スケジュール管理

遅滞なく行うこと。

(3) 静止画コンテンツの制作業務

上記(2)で制作した動画から、動画のPRを含む、オンライン広告やポスター等で活用可能な素材となりうる魅力的な映像シーンの、解像度の高い静止画を、以下に基づきそれぞれの画像を指定期日までに納品すること。なお、画像については、リサイズのみならず、編集が可能となるよう、2次利用についてすべての利用許諾・確認を得るものとする。

No.	映像種別	画像点数	納品時期
①	海外ネットワークCM放送用①	15点程度	8月末
②	海外ネットワークCM放送用②	15点程度	8月末
③	上記①と②の統合版	—	9月末頃

6 完了報告と契約代金の支払い

(1) 事業実施報告

履行期限までに、以下の仕様にて事業完了報告書を提出すること。

- ・仕様：A4版縦、横書きカラー、MSワード又はMSパワーポイント
- ・提出部数：5部
- ・電子データは、CD-RまたはDVD-Rに納め、提出のこと。

※目次、体裁等はTCVBと協議のうえ決定する。

(2) 成果物

- ア 映像マスターデータ（各映像2点ずつ）
- イ 電子データ（MP4形式及びWMV形式）
- ウ DVD（上記ア及びイを収めたもの） 5部
- エ 映像シナリオ 1部
- オ 静止画コンテンツ（TIFF形式及びJPEG形式の電子データ及びDVD） 5部
- カ その他、提案事項による成果物 一式

(3) 委託完了届

契約代金の支払いについては、委託完了届（別紙2参照）の提出、委託完了後に一括で行うものとする。

7 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

8 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て東京都・TCVBに帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、東京都・TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、東京都・TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有

するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ東京都及びTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「7 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

9 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

10 個人情報の保護

別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVBと別途協議の上、処理すること。